

国運審第11号
平成19年10月30日

国土交通大臣 冬柴鐵三 殿

運輸審議会会长 榎 誠

答 申 書

東京都からの軌道の旅客運賃設定認可申請について

平19第4003号

平成19年10月2日付け国鉄業第23号をもって諮問された上記の事案については、平成19年10月23日東京都において申請者の意見聴取を行ったほか、諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

東京都の申請に係る軌道の旅客運賃の設定については、次の額を上限として認可することが適当である。

1 普通旅客運賃

2キロメートルまで	160円
2キロメートルを超える4キロメートルまで	220円
4キロメートルを超える7キロメートルまで	270円
7キロメートルを超える10キロメートルまで	320円

2 定期旅客運賃（1か月）

(1) 通勤定期

1キロメートルまで	6, 240円
1キロメートルを超える2キロメートルまで	7, 410円
2キロメートルを超える3キロメートルまで	8, 580円
3キロメートルを超える4キロメートルまで	9, 750円
4キロメートルを超える5キロメートルまで	10, 530円
5キロメートルを超える6キロメートルまで	11, 310円
6キロメートルを超える7キロメートルまで	12, 090円
7キロメートルを超える8キロメートルまで	12, 480円
8キロメートルを超える9キロメートルまで	12, 870円
9キロメートルを超える10キロメートルまで	13, 260円

(2) 通学定期

1キロメートルまで	2, 880円
1キロメートルを超える2キロメートルまで	3, 420円
2キロメートルを超える3キロメートルまで	3, 960円
3キロメートルを超える4キロメートルまで	4, 500円
4キロメートルを超える5キロメートルまで	4, 860円
5キロメートルを超える6キロメートルまで	5, 220円

6キロメートルを超える7キロメートルまで	5, 580円
7キロメートルを超える8キロメートルまで	5, 760円
8キロメートルを超える9キロメートルまで	5, 940円
9キロメートルを超える10キロメートルまで	6, 120円

理 由

申請者は、東京都地下鉄建設株式会社が平成7年12月28日に特許を受けた日暮里～見沼代親水公園間（9.7キロメートル）の軌道について、平成19年10月1日に軌道法に基づく軌道事業譲渡許可を受け、平成20年3月30日から運輸営業が開始できる見込みとなったので、軌道の旅客運賃を設定しようとして、この申請に及んだものである。

当審議会に提出された資料、所管局及び申請者から聴取した説明等に基づいて検討した結果、平年度である平成20年度から平成22年度までの3年間の運賃算定の基礎となるべき適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）及びこれに基づく収支状況の見通しは、次のとおりである。

沿線人口等を考慮して推定した輸送需要について主文のとおりの運賃を適用した場合の総収入は9,014百万円、総括原価は12,820百万円と推定されるので、差引き3,806百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

このように、申請者の当該事業については、多額の資本費を要するとともに、開業当初は十分な輸送需要を期待できないため、収支の均衡は得られないが、東京都による経営改善のための措置等によって、長期的には収支が均衡すると見込まれる。

以上の諸点を考慮すれば、この申請について、軌道法の規定に基づき、主文のとおり認可することが適當である。